

「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」
「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」
議 事 録

開催日：平成22年12月22日（水）13:00～14:50

場 所：福岡県久留米総合庁舎 2F 大会議室

出席者：

九州地方整備局 藤澤河川部長、森川河川調査官、鈴木河川計画課長
松尾筑後川河川事務所長

水 資 源 機 構 池田筑後川局長、屋宮企画調整課長

関 係 自 治 体 （福岡県）小島水資源対策長

（佐賀県）牟田県土づくり本部長

（久留米市）赤星都市建設部長、（朝倉市）^{たおもと}埴本副市長

（筑前町）畠中副町長、（東峰村）井上副村長、（大刀洗町）堤建設課長

オブザーバー （福岡県南広域水道企業団）村上企業長、（うきは市）鎌田副市長

【司会】

それでは、皆様お揃いのご様子ですので、ただ今より「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の準備会を合同で開催させていただきます。

本日の進行を担当いたします、九州地方整備局河川部の森川です。どうぞよろしくお願ひします。

また、参加の皆様方、報道関係者の皆様方、傍聴の皆様方におかれましては、円滑な運営にご協力いただきますようお願いいたします。

開会にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料にございますクリップをはずしていただきますと、会議次第、一枚ものがございます。配席表、一枚ものがございます。

このほか、資料といたしまして、右肩に番号を振っております。

「資料－1」といたしまして、本日の準備会の出席者名簿

「資料・小石原川－2」といたしまして、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約（案）

「資料・ダム群－2」といたしまして、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約（案）

「資料－3」といたしまして、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめの概要」

「資料－4」といたしまして、「筑後川流域の概要」

「参考資料・整備局－1」といたしまして、ダム事業の検証に係る検討についての国土交通大臣から九州地方整備局長への指示文書の写し。

「参考資料・水機構－1」といたしまして、ダム事業の検証に係る検討についての国土交通大臣から水資源機構理事長への指示文書の写し。

「参考資料－2」といたしまして、平成22年9月に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」にてとりまとめられました「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」

「参考資料－3」といたしまして、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目につき

ましての整備局長への通知の写し。

資料は以上となりますが過不足がございましたら申し出てください、よろしいでしょうか。

なお、本日のご出席者の方々でございますけれども、本来はお一人おひとりご紹介すべきところではございますが、さきほどの資料－１でご出席の方々のお名前をご紹介しておりますので、ご紹介に代えさせていただきます。

それではまず、開会に当たりまして、ご挨拶をお願いしたいと思います。まず、九州地方整備局河川部長の藤澤よりご挨拶を申し上げます。河川部長よろしくお願ひします。

【河川部長】

九州地方整備局で河川部長をしております藤澤でございます。

本日は、年末の大変お忙しい中、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の合同の準備会に、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ダム事業につきましては、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき、昨年12月に本省の方で「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設けられ、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等の検討が進められ、本年9月に中間報告がとりまとめ報告されております。

そして、9月28日、国土交通大臣より、ダム事業の検証に係る検討の指示がなされ、小石原川ダムにつきましては、検討主体であります水資源機構及び九州地方整備局におきまして、また、筑後川水系ダム群連携事業につきましては、九州地方整備局におきまして、検証に係る検討を行っているところです。

後ほどご説明させていただきますが、ダム事業の検証に係る検討につきましては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置して検証に係る検討を進めていくこととしております。

小石原川ダムと筑後川水系ダム群連携事業は関連しているところもあることから、検証に係る検討の進め方については、検討主体である九州地方整備局、水資源機構と、関係する地方公共団体の皆様方との間で認識の共有を図るとともに、「検討の場」を円滑に進めていく上で整理しておく事項等について議論するため、本日は合同の準備会を開催させていただきました。

検討の場の規約、構成員、検討の進め方などについて忌憚のないご意見を頂ければと思っています。本日はよろしくお願ひいたします。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、独立行政法人水資源機構筑後川局の池田局長よろしくお願ひいたします。

【筑後川局長】

ただいまご紹介いただきました、水資源機構筑後川局の池田でございます。

日頃、筑後川局が所管しております、水路事業、ダム事業の促進につきましてご理解をいただいておりますこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、本準備会におきましてお忙しい中参集いただきましてありがとうございます。

検証作業におきましては、九州地方整備局と連携をしながら予断なく迅速に進めて参りたいと思っておりますので引き続き、協力方、ご指導方よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、忌憚のないご意見をお願ひして、簡単ではございますけどご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

【司会】

ありがとうございました。それでは、3の議事に入ってまいりたいと思ひます。具体の議事に入る前に、ダムの検証に至りました経緯や「今後の治水対策のあり方（中間とりまとめ）」につきまして、九州地方整備局 鈴木河川計画課長よりご説明を申し上げます。鈴木課長よろしくお願ひ致します。

【河川計画課長】

九州地方整備局の河川計画課の鈴木でございます。

「今後の治水対策のあり方について（中間とりまとめ）」につきまして私の方から説明させていただきます。よろしくお願ひ致します。

お手元の「資料－3」と「参考資料・整備局－1」「参考資料・水機構－1」「参考資料－2」「参考資料－3」を使ってご説明をさせていただきます。

まず、「今後の治水対策のあり方について（中間とりまとめ）」がとりまとめられるに至った経緯についてご説明させていただきます。

まずは、参考資料2「中間とりまとめ」の1頁目の「はじめに」をご覧ください。こちらの中程をご覧くださいと思ひます。読み上げさせていただきます。

「我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という、3つの大きな不安要因に直面しており、このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い道を大きく変えていかなければならないという認識のもと、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。」

「このため、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が平成21年12月3日に発足し、12回に及ぶ討議を重ね、このたび「中間とりまとめ」を作成するに至った。」ということでございます。

めくって頂きますと2頁目、3頁目に、有識者会議の討議の経緯ということで記載されております。平成21年12月3日から平成22年9月27日の第12回、中間とりまとめがまとめられるまでの経緯でございます。なお、一番後ろの頁、71ページの方に有識者会議の委員の先生方の名簿が記載されているところでございます。

このような経緯で、中間とりまとめがまとめられた訳でございますけれども、この中間とりまとめの概要ということでございまして、資料－3をご覧ください。A4の一枚紙で「中間とりまとめの概要」ということでまとめられております。

まず、「第1章 今後の治水対策の方向性」とございまして、「財政逼迫等の社会情勢の変化」、「治水目標と河川整備の進め方」、「計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方」、「流域と一体となった治水対策のあり方」、「既設の施設の有効活用と機能の向上」ということについてまとめられているところがございます。

「第2章 個別ダム検証の理念」でございます。こちらにつきましては、先ほどご説明しましたような「検証の背景」、「検証にあたっての基本的な考え方」といったものについてまとめられているところがございます。

続きまして下の方を見ていただきますと、第3章以降において、具体的な検証の進め方についてまとめられています。再度、参考資料2の16ページをご覧ください。

16ページの下の方に「3・2」検証検討主体がございます。こちらの下から2行目から読み上げさせていただきます。

「個別のダム事業については、事業の再評価の実施主体にあわせて各地方整備局等、水機構、都道府県が検討主体となって検証に係る検討を行う。

具体的には、国土交通大臣が直轄ダムについては地方整備局等、水機構ダムについては水機構および地方整備局、それぞれ検証に係る検討を指示し、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討を要請する。」とございます。

ただいま読み上げましたところがございます、国土交通大臣からの九州地方整備局長あての検討の指示文書が「参考資料 整備局－1」でございます。水機構の理事長あての検討指示文書が「参考資料 水機構－1」でございます。

それぞれ国土交通大臣が整備局長、水機構の理事長あてに「検証に係る検討について」というタイトルで検証に係る指示がなされておりまして、その中でそれぞれ九州地方整備局には「筑後川水系ダム群連携、小石原川ダム」について記載されておりまして、水機構理事長あて文書には「小石原川ダム」が記載されているというところがございます。

再度、資料－3をご覧ください。実際の検証に係る検討の手順について説明をさせていただきます。

詳細につきましては、資料－3に章番号が記載されておりますけれども、この章番号と参考資料－2「中間とりまとめ」の章番号に対応しておりますので、是非ご参考にして頂きたいと思っております。

まず、参考資料－3の赤囲みのところをご覧ください。赤囲みの中の左の方でございます第4章のところで、「検証対象ダム事業等の点検」ということで、ダム事業の点検を行うようになっております。

これを踏まえまして、右の方を見て頂きますと、目的別の検討を行うようになっておりまして、「洪水調節」、「新規利水」、「流水の正常な機能の維持」、「その他の目的」と、それぞれ目的別の検討を行うということになっております。

こちらの資料－3では、目的別の検討のうち、洪水調節の検討の事例ということで示されております。

まず、第5章に「複数の治水対策案の立案」となっております。こちらの中では、ダム案とダム案以外案を立案するようになっております。各治水対策案は、河川を中心とした対策に加えまして、流域を中心とした対策を含めて、様々な方策を組み合わせて立案する、ということになっております。

様々な治水対策の方策につきましては、中間とりまとめにおきまして、26の方策が提示されておられるところがございます。

26の方策につきましては、「参考資料－2」の20ページをご覧ください。

「参考資料－２」の20ページから、「複数の治水対策案の立案」といこととでございます。

このなかで26の治水対策案が示されております。

順番に、(1)ダム、(2)ダムの有効活用、既設ダムの嵩上げといったものです。(3)遊水地、(4)放水路、(5)河道の掘削、(6)引堤、(7)堤防のかさ上げ、(8)河道内の樹木の伐採、(9)決壊しない堤防、(10)決壊しづらい堤防、(11)高規格堤防、(12)排水機場、(13)雨水貯留施設、(14)雨水浸透施設、(15)遊水機能を有する土地の保全、(16)部分的に低い堤防の存置、(17)霞堤の存置、(18)輪中堤、(19)二線堤、(20)樹林帯等、(21)宅地のかさ上げ、ピロティ建築等、(22)土地利用規制、(23)水田等の保全、(24)森林の保全、(25)洪水の予測、情報の提供等、(26)水害保険等、詳細は省略させていただきますけれども、26の方策がこのように提示されているというところとでございます。

この複数の治水対策案につきましては、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成するものを基本として立案するようになっております。

なお、下の第6章というところを見ていただきますと、治水対策案が多い場合につきましては、「概略評価による治水対策案の抽出」を行いまして、2～5案程度に抽出をいたします。

その上で、第7章でございますけれども、「治水対策案を評価軸ごとに評価」をすることになっております。

評価につきましては、参考資料－２の第7章に沿って評価するというところで、再度、参考資料－２の35ページからご覧下さい。

35ページ、「評価軸」とございます。冒頭から読み上げさせていただきます。

「従来のダムの代替案検討においては、安全度、コスト、地域社会への影響の観点で検討されていることが多かったが、今回、個別ダムの検証を行う場合には、第5章で述べた方策を組み合わせる立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次の(1)～(7)で示すような評価軸で評価する。なお、評価に当たっては、現状における施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として検討を行う。すなわち、コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする。」とございます。

この下の方に、評価軸ということで具体的に(1)安全度、(2)コスト、(3)実現性、(4)持続性、(5)柔軟性、(6)地域社会への影響、(7)環境への影響、こちらの7つの評価軸に沿って評価をするということになっております。

資料－３をご覧になっていただきますと、この第7章の評価軸ごとの評価が終わりますと、今度は目的別の総合評価というものを行うということになります。

目的別の総合評価の考え方としましては、参考資料－２の61ページに記載されておるとおりでございます。

その後、それぞれ目的毎の総合評価を行いまして、検証対象ダムの総合的な評価を行っていくということになります。

検討を進めるに当たっては、以上の手順を進めていくということとございますけれども、赤囲みの右側の方をご確認ください。検討主体は検討を進めるに当たって、次のような進め方で検討を行うということが記載されております。

「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、また情報公開や主要な段階でのパブリックコメントを実施する、それと学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を行うということとされております。

以上を実施した上で、検証主体は検証の対象となるダム事業の「対応方針」を作成、すなわち、事

業継続の方針、または中止の方針というものの原案を作成するというごさいます。

その上で検討主体が、事業評価監視委員会の意見を聴きまして、対応方針案を決定することとされております。

以上の検討結果を、検証主体から本省・国土交通大臣へ報告することとなります。

本省・国土交通大臣は、検討結果の報告を受けた後、中間とりまとめで示す個別ダム検証にあたっての共通的な考え方に沿って検討されたかについて、有識者会議の意見を聴き、対応方針を最終的に決定することとなります。なお、中間とりまとめから乖離された検討が行われたと判断される場合には、国土交通大臣から検証主体に対して、再検討の指示がなされるということになります。

なお、今回の検証にあたっては事業再評価の枠組みを活用することとされておきまして、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」というものを適用するとともに、別途、参考資料-3でお配りしております「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が新たに定められておるところでございます。

細目は、先ほどご説明しております中間とりまとめに示しております検討の手順、手法で実施することを規定しております、実際の検証作業はこの細目に従って進められるということでございます。

以上で説明を終わります。

【司会】

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かご質問はありますか。

【質疑なし】

【司会】

よろしいでしょうか。それでは、本日の議事でございます、規約・構成員等について、議事の方、入らせて頂きたいと思ひます。

規約・構成員等につきましては、まず、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約、構成員について審議していただきまして、その後、「筑後川水系ダム群連携事業の検討の場」の規約・構成員の審議を行って頂きたいと思ひます。

それではまず、小石原川ダムの規約・構成員について、鈴木課長より説明を申し上げます。よろしくお願ひします。

【河川計画課長】

はい。それではまず「資料・小石原川－２」にございます「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約（案）をご覧ください。

読み上げさせていただきます。

（名称）

第1条 本会は、「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討の場は、検討主体（独立行政法人水資源機構及び国土交通省九州地方整備局）による小石原川ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

（検討の場）

第3条 検討の場は、別紙－１で構成される。

2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。

3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。

4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

5 必要に応じ、検討の場は「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と合同で開催することができる。

（情報公開）

第4条 検討の場は、原則として公開する。

2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。

ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

（事務局）

第5条 検討の場の事務局は、独立行政法人水資源機構筑後川局及び国土交通省九州地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

（規約の改正）

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

（附則）

この規約は、平成22年〇月〇日から施行する。

めくって頂きまして、別紙－１でございます。読み上げさせていただきます。

小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場の構成（案）

構成員、福岡県知事様、佐賀県知事様、久留米市長様、朝倉市長様、筑前町長様、東峰村長様、大刀

洗町長様。

検討主体、独立行政法人水資源機構理事長、九州地方整備局長。

注意書きと致しまして、構成員及び検討主体については、代理出席を認めるものとする。

以上で、終わります。

【司会】

ありがとうございました。それでは、小石原川ダムの検討の場の規約につきまして、ご審議頂きたいと思いますが、ご質問とかご意見はございますでしょうか。

【久留米市】

久留米市の副市長の代理の都市建設部長の赤星といいます。

先ほど検討の場の構成員についての説明を受けたところですが、小石原川ダムの検証については、洪水調節、それから新規の利水、それから流水の正常な機能の維持の観点からそれぞれの検討が重要と思われる。不特定用水、それから洪水調節の選定だけでなく新規利水の観点からの検討のために先ほど、細目にもありましたように必要に応じて代表者を選定するなどの工夫ということが定められておりますことから、利水参画者の参加が必要というふうに考えております。そこで構成員の案を今回見ますと久留米市、朝倉市、筑前町、大刀洗町の4自治体については治水の観点あるいは利水の観点について兼ねることとしまして、さらに今回オブザーバーとしても、今回準備会に参加されております福岡県南広域水道企業団及びうきは市さんを構成員とすることも考えられるというふうに思われますけれども、この辺についての見解をお願いしたいと思います。

【河川計画課長】

今、ご意見ございましたけれども、利水、不特定についても関連するのかなと思います。そのあたりにつきましては、ただいまの意見を踏まえまして、福岡県さん、佐賀県さんにご相談をさせていただきまして、何らかの形でご意見をお聞きして参りたいというふうに考えております。

【司会】

久留米市さん、よろしいでしょうか。何らかの形で意見を聞く場、方法とかについては、今後についてはまたご相談しながら考えていきたいということで。

【久留米市】

ありがとうございました。確認なんですけれども、新規利水に関する内容をそういうステージの場面において、そういう意見ができることはできると、その意見の取り扱いについても利水参画者からの意見として位置づけられるというそういう理解でよろしいでしょうか。

【司会】

司会の立場なんですけど、後ほど利水につきましてもご確認とか、要請についてもお話したいと思っております。今お話があったようにいくつかの目的がございます。今回不特定あるいは新規利水のお話でございますので、それにつきましては両県さんにご相談させて頂きまして、こういう検討の場でご意見を伺うのか、あるいはまた別な手法で伺わせて頂くのかを含めましてご相談させて頂きたいとい

うことで今お話あったと思います。いずれにいたしましても何らかの形で意見を伺っていくということでもよろしいでしょうか。

その他、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

それでは、小石原川ダムの規約につきましては、ただいまの久留米市さんの意見は踏まえさせていただきますけれども、規約と致しましては構成員を含めましてご了承を頂いたという事で、本日、12月22日付で施行するという事にさせていただきます。よろしくお願い致します。

【司会】

それでは、つづきまして、筑後川水系ダム群連携事業の方の検討の場の規約、構成員につきまして、引き続き、鈴木課長よりご説明を申し上げます。よろしくお願い致します。

【河川計画課長】

はい。それではお手元の「資料・ダム群－2」の「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約（案）をご覧ください。重複する部分もございますが、読み上げさせていただきます。

（名称）

第1条 本会は、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討の場は、検討主体（国土交通省九州地方整備局）による筑後川水系ダム群連携事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

（検討の場）

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。

3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。

4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

5 必要に応じ、検討の場は「小石原川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」と合同で開催することができる。

（情報公開）

第4条 検討の場は、原則として公開する。

2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。

ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

（事務局）

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年〇月〇日から施行する。

めくって頂きまして、別紙ー1でございます。読み上げさせていただきます。

筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場の構成(案)

構成員、福岡県知事様、佐賀県知事様、朝倉市長様。

検討主体、九州地方整備局長。

注意書きと致しまして、構成員及び検討主体については、代理出席を認めるものとする。

以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。筑後川水系ダム群連携事業の検討の場の規約の説明ございましたが、構成員の皆様方で、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

<異議なし・・・>

よろしいでしょうか。

それではご意見等はないということなので、筑後川水系ダム群連携事業の検討の場の規約につきましても、本日、12月22日から施行ということでさせていただきます。よろしくお願い致します。

それでは、引き続き議事の3の「検討の進め方について」審議していきたいと思っております。

今後、規約に従いまして、検討を進めてまいるのでございますが、「小石原川ダム」と「ダム群連携事業」につきましては関連しているところもございまして、具体の進め方の議論に入ります前に、筑後川流域の概要ならびに小石原川ダムそれからダム群連携事業の両事業の現況につきまして、九州地方整備局筑後川河川事務所の松尾所長よりご説明を申し上げます。それでは、松尾所長よろしくお願い致します。

【筑後川河川事務所長】

筑後川河川事務所長の松尾でございます。では、私の方から筑後川流域の概要につきましてお配りしております資料ー4に沿って説明させていただきます。

説明の時間が少々長くなりますけれども、よろしく申し上げます。

次、申し上げます。

筑後川流域は、流域面積2,860km²、幹川流路延長143km、流域内人口は111万人で福岡、佐賀、大分、熊本の4県、18市12町1村に及びます。

その源は熊本県阿蘇郡瀬の本高原に発し、高峻な山岳地帯を流下して、日田市において、くじゅう

連山から流れ下る珍珠川を合わせ典型的な山間盆地を流下し、その後、夜明^{よあけ}峡谷を過ぎ、小石原川、佐田川、巨瀬川及び宝満川等多くの支川を合わせながら、肥沃な筑紫平野を貫流し、さらに、早津江川を分派して有明海に注ぐ九州最大の一級河川です。

次、お願いします。

筑後川流域を上流から見ていきますと、上流部では、山間溪谷を経て日田盆地で筑後川本川に珍珠川を合わせて流下します。中流部は、朝倉市の朝羽大橋付近の写真でもお解りのように、広大な筑紫平野を緩やかに流れ、瀬や淵等の変化に富んだ流れを呈しています。その後、筑後地方の最大都市である久留米市中心部を貫流します。

下流部は、クリークが発達し広大な農地が広がる筑紫平野の中を大きく蛇行しながら有明海へと注いでいます。

次、お願いします。

小石原川及び佐田川の流域の概要について説明します。

小石原川は、その源を福岡県朝倉郡東峰村に発し、途中、江川ダムを経て下流の支川を合わせながら山間部を流下し、中流「女男石^{めおとし}」地点付近より扇状地形を形成して平野部の朝倉市の市街地を南下し、筑後川の河口から39.8km地点で本川に合流する右支川で、幹川流路延長34.5km、流域面積85.9km²となっています。

佐田川は、その源を福岡県朝倉市牟田付近に発し、寺内ダム直下にて扇状地形を形成し平野部に至り、朝倉市市街地の東側を南下し、筑後川の河口から42.3km地点で本川に合流する右支川で、幹川流路延長26.5km、流域面積73.6km²となっています。

佐田川は寺内ダム上流まで大臣管理区間となっていますが、小石原川につきましては小石原川3k400m付近の柴田橋上流までを大臣管理区間として直轄で管理し、それから上流については、一部区間を除き福岡県で管理しています。

次、お願いします。

次に、筑後川流域の地質の特徴ですが、筑後川の地質は流域の中央部に位置する荒瀬地点を境として、上流部と中下流部で大きく変化しています。

上流部は、火山活動による種々の安山岩質の溶岩等が分布し、極めて複雑な地質構成をなしています。

中流部から下流部は、山岳部の比較的古い地質時代に属する地層と、筑紫平野を構成する最も新しい地質時代の層から構成されています。古い地層は福岡県側に分布する古生代変成岩と、佐賀県を主として分布する花崗岩類で、新しい地層は沖積平野緑辺の丘陵を形成する洪積世砂礫層と平野を構成する沖積層からなっています。

特に最下流域は、最大干満差約6mに及ぶ有明海の潮汐の影響を受け、この地方特有の軟弱な粘土層（有明粘土層）が厚く堆積しています。

次、お願いします。

次に筑後川流域の気候についてですが、筑後川流域の年降水量は、平成11年から20年の近10年間平均で約2,070mmとなっており、全国平均の約1.3倍となっていますが、筑後川では年降水量の約6割が6月～9月の梅雨期～台風期に集中しており、特に梅雨前線による洪水が多く、過去の大規模な洪水はほ

とんどがこの時期に発生しています。

左下の図に昭和25年からの年降水量の経年変化を示していますが、赤い線で示しているトレンドを見ますと若干減少している傾向が見られます。また、近年、年降水量にばらつきが見られ、大規模な洪水の発生や年降水量が極端に少ない時の大渇水の発生が危惧されています。

次、お願いします。

次に筑後川流域内総人口、想定氾濫区域内人口及び小石原川・佐田川の流域内総人口をグラフに示していますが、いずれも近年は微増となっています。

次、お願いします。

筑後川流域の自然環境ですが、筑後川流域は豊かな自然環境を有し、着色して示しているとおり、流域の広い範囲で自然公園等の指定がなされています。

中流部は、九州を代表する穀倉地帯である筑紫平野を穏やかに蛇行しながら流れ、瀬、淵、ワンド、河原等の多様な環境を形成し、早瀬は鮎の産卵場となっています。

下流部は、クリークが発達した筑紫平野の中を大きく蛇行しながら有明海へと注ぎ、23kmに及ぶ長い区間が汽水域となっており、河口を中心に広大な干潟が形成されています。

汽水域には有明海流入河川固有の生物が生息し、エツなどの貴重な魚類の産卵場となっています。

次、お願いします。

次に、筑後川流域の河川利用について説明します。

筑後川の上・中流部では鮎つりが盛んで、鮎漁の解禁に伴い、県内外から訪れる太公望が川面に竿を傾ける姿が多く見られます。

下流部では5月から7月にかけてエツ漁が行われ、漁船が網を引く情景は筑後川の風物詩となっています。

また、筑後川からの豊富な栄養塩が供給される有明海においてはノリ養殖が盛んで、福岡、佐賀両県のノリ類の生産量は全国生産量の約3割に及んでいます。

次、お願いします。

筑後川は、上流部から下流部まで多くの人々に、憩いや癒しの場、レクリエーションなど様々な河川空間利用が行われていますが、近年では、河川舟運に対しても関心が高まっています。筑後川下流部においては遊覧船の運航など水面利用も行われており、エツ料理を楽しむ遊覧船なども筑後川の初夏の風物詩としても有名です。

小石原川も、散歩に利用されたり、水辺に親しんだり人々の憩いの場として活用されています。

筑後川は、過去に幾度となく地域に洪水被害を与える一方、筑後川の水は農業用水や漁業、水道用水など広く利用され、地域の人々に多くの恩恵を与え地域の発展を支えとともに地域の人々に親しまれる河川と言えます。

次、お願いします。

ここからは、筑後川の治水について説明します。

まず、筑後川の洪水被害の大きかった洪水について説明いたします。

戦後の主な洪水の中で最も甚大な災害は、昭和28年6月26日の大洪水です。

当時の大臣管理区間、夜明地点下流だけでも26箇所破堤し、死者147名、流出全半壊家屋約12,800戸、床上浸水約49,200戸、床下浸水約46,300戸という甚大な災害となりました。

このうち、朝倉郡内においては、全壊流失217戸、半壊床上浸水2,205戸、床下浸水1,979戸の被害が発生しています。

昭和55年、平成2年と支川佐賀江川では、大規模な浸水被害を受け、激甚災害対策特別緊急事業が採択され、再度災害防止のための河川改修事業が行われましたが、筑後川本川だけでなく支川でも甚大な被害が発生している状況があります。

平成3年の台風17、19号では、上流部で大量の風倒木の被害が発生しました。その後の平成5年の洪水では、荒廃した山間部から多量の風倒木が流出しましたが、流出した風倒木は、松原ダム及び下笠ダムの貯水池内にたまり、幸いにもダム下流部での被害発生には至りませんでした。ダムによる風倒木の補足効果の事例でございます。

次、お願いします。

次に、小石原川の今年7月の洪水の状況を示します。この洪水では栄田橋地点において、観測史上最大の水位を記録しました。筑後川合流地点付近では、氾濫被害が発生し、朝倉市市街部では写真のように越水寸前まで水位が上昇し、沿川の朝倉市、大刀洗町では避難勧告が出される事態となり、中央の写真は小石原川の直前で立ち往生する西鉄電車ですが、西鉄甘木線や甘木鉄道線が運休するなど市民生活にも影響を及ぼしています。

次、お願いします。

続きまして、筑後川の治水事業の沿革について説明します。

筑後川では、昭和28年の大水害を契機に、昭和32年に基準地点^{ながたに}長谷における基本高水のピーク流量を毎秒8,500立方メートルと定め、このうち毎秒2,500立方メートルを松原・下笠ダムにより調節し、計画高水流量を毎秒6,000立方メートルとする「筑後川水系治水基本計画」を策定しました。この計画に基づき、昭和32年から松原・下笠ダムの整備が行われています。

その後、昭和48年には、流域の開発及び進展に鑑み、基準地点夜明における基本高水のピーク流量を概ね150年に一回の確率で発生する洪水規模として、毎秒10,000立方メートルと定め、このうち上流ダム群により毎秒4,000立方メートルを調節し、計画高水流量を毎秒6,000立方メートルとする「筑後川水系工事実施基本計画」に改定しました。

この計画に基づき、久留米市東櫛原の引堤、原鶴分水路^{はらづる}等の整備を行い、洪水に対する安全度の向上を図りました。

その後も、昭和55年、昭和60及び平成2年などの出水が発生しています。

昭和60年は、台風13号による高潮被害が発生したことから、花宗水門の整備等の高潮対策を実施しました。

昭和55年及び平成2年には、中・下流域の集中豪雨により支川の排水が困難となり、浸水被害が発生したため、蒲田津排水機場の整備等により内水被害の軽減を図るなど、多くの治水対策を行ってきています。

その後、河川法改正に伴い、平成15年に、「筑後川水系河川整備基本方針」を策定しています。

小石原川ダムは、平成4年に実施計画調査に着手し、平成15年より建設事業に着手していますが、筑後川水系河川整備基本方針においては、小石原川の栄田橋地点において、基本高水のピーク流量を毎

秒800立方メートルと定め小石原川ダムにより洪水調節を行い計画高水流量を毎秒660立方メートルとする計画としています。

平成18年には、今後30年の間の目標と実施内容を記した「筑後川水系河川整備計画」を策定し、鋭意河川改修を進めているところです。

次、お願いします。

ただ今説明しました主な治水事業の概要です。

上段左と中央の写真は、昭和48年に完成した松原ダム、下釜ダムです。筑後川の基準地点で毎秒2,500立方メートルの洪水調節を行います。

その右側は、昭和53年に完成した寺内ダムです。佐田川の基準地点で毎秒180立方メートルの洪水調節を行います。

下段左は、昭和54年に完成した原鶴分水路です。筑後川中流部で狭窄部であった原鶴温泉周辺に分水路を新たに開削しました。これにより、毎秒1,600立方メートルを分流し、水位を下げることができ、中流部の洪水に対する安全度が向上しました。

中央は、昭和62年に完成しました蒲田津排水機場です。毎秒60立方メートルの排水能力があり、支川等の排水不良を解消することで佐賀市街部の浸水対策にも効果を発揮しています。

右側は、平成14年に完成した花宗水門です。昭和60年に大規模な高潮被害を受けたことから整備が進められました。高潮が支川に逆流することによる浸水被害を防止することができます。

次、お願いします。

続きまして、「筑後川水系河川整備計画」の概要についてご説明いたします。

河川整備計画は、今後30年の間の目標と事業メニューを定める法定計画で、平成18年7月に策定しています。

筑後川水系河川整備計画では、目標流量を近年発生した昭和57年7月洪水と同規模である、概ね50年に1回の確率で発生する洪水規模の洪水を安全に流下させることを目標とし、整備計画の目標流量を基準地点である荒瀬地点で毎秒6,900立方メートルとし、これを松原ダム等で洪水調節を行い、河道の整備目標流量を毎秒5,200立方メートルとするとしています。

小石原川については、本川の目標流量である50年に1回の確率で発生する洪水規模に相当する支川の目標流量として、整備計画の目標流量を栄田橋地点で毎秒630立方メートルとし、これを小石原川ダムで洪水調節を行い、河道の整備目標流量を毎秒520立方メートルとすることとし、小石原川ダムの建設と河道掘削及び築堤等を行う計画としています。

次、お願いします。

ここからは、利水関係について説明します。

まず、筑後川の水利用の現状について説明します。

筑後川の水は、古くから農業用水に利用され、現在では発電用水、工業用水及び水道用水等、多目的に利用されています。

上流部では、図中に発電所の記号が点在しているように発電での水利用が主体で、明治40年に日田市の石井発電所が運転を開始したのを始まりとして、現在では、筑後川上流及び玖珠川等に23箇所の水力発電所があり、筑後川の水は繰り返し利用されています。

筑後川中流域では、農業用水を取水するため、1600年代から、大石堰、山田堰及び恵利堰^{えり}が築造され、現在でも筑後川中流部に広がる農地を潤しています。

また、佐田川及び小石原川沿いに広がる両^{りょうちく}筑平野では、江川ダム及び寺内ダムから、中流左岸に広がる^{みのう}耳納山麓^{ごうしよ}では、合所ダムから農業用水が供給されています。

筑後川の下流域では、干拓により農地面積が増大するにつれて農業用水が不足するようになり、有明海特有の大きな干満差を利用した淡水^{あお}取水やクリーク等によりかんがいが行われてきました。平成8年からはこれらの不安定な取水を筑後大堰の湛水域から用水路等を通じて広域的にかんがい用水を供給する、いわゆる合口事業^{ごうぐち}である筑後川下流用水により、福岡県、佐賀県の広範囲に供給されています。

水道水の利用は、久留米市の昭和5年の取水を始まりとして、その後、日田市、鳥栖市^{とす}、甘木市等、利用が拡大されてきました。近年では、江川ダム、寺内ダム、合所ダム及び筑後大堰等で開発され、筑後川などから取水された水が、導水路を通じて福岡県南地域、佐賀東部地域及び福岡都市圏まで供給されており、筑後川の流域はもとより、流域外まで広域的に利用されています。

このように筑後川の水は、高度に、かつ広域的に利用され、北部九州において重要な役割を担っているのがお解りいただけると思います。

次、お願いします。

次に筑後川における利水事業の沿革を説明します。

筑後川水系は、北部九州の社会経済の発展に伴う水需要の増大等に対処すべく、昭和39年10月に、全国で3番目の水資源開発促進法による水資源開発水系に指定されました。昭和41年2月には「筑後川水系水資源開発基本計画」通称フルプランが決定され、農業用水、水道用水及び工業用水の供給を目的とした両筑平野用水事業、江川ダムが位置づけられました。

その後、フルプランは数回の変更を経ながら、江川ダム、寺内ダム、松原・下釜ダムの再開発、合所ダム、筑後大堰、福岡導水及び佐賀導水等の水資源開発施設が盛り込まれ、水資源開発が進められてきました。

この図は、筑後川水系における水資源開発事業の変遷等とそれに伴う水道用水等の利水開発の状況を上から下へ時系列のイメージで示したものです。

左端の列に水資源開発施設名を古い方から順に並べていますが、この施設の完成等に対応した利水開発の水量を、水道用水、工業用水、農業用水とそれぞれ並べ、さらに、河川環境の保全や既得利水の取水の安定化などの流水の正常な機能の維持のために必要な用水の確保状況をダムの容量で示しています。

この図を見ていただくとお解りいただけるとは思いますが、まず、昭和50年に江川ダムが、昭和53年には寺内ダムが管理を開始しています。

この2ダムは、総合運用を行うことで、福岡市の水道用水、朝倉市の水道用水及び工業用水、福岡地区水道企業団、福岡県南広域水道企業団及び佐賀東部水道企業団等の水道用水及び両筑平野のかんがい用水の確保を主な事業目的として整備されました。

寺内ダムの事業目的に流水の正常な機能の維持と記載していますが、右側の欄に示すとおり、寺内ダムの900万立方メートルの利水容量に対して70万立方メートルというわずかな量しか確保されていません。

通常の水資源開発を行う場合には、河川環境の保全や既得利水の取水の安定化など、流水の正常な

機能の維持のための用水を確保した上で新規の都市用水などを開発すべきところですが、筑後川水系の水資源開発は、福岡都市圏などの急激に増大する水需要に対処するため、都市用水の確保を優先して進められており、本来同時に確保していくべき流域内の流水の正常な機能の維持のための用水の確保が遅れているという状況となっています。

図の中央にある水道用水の欄の福岡都市圏の水である福岡地区水道企業団の取水は、筑後大堰の湛水区域内からの取水となるため、筑後大堰の完成と福岡都市圏まで水を送る福岡導水事業の施設の完成が前提となります。

しかし、筑後大堰は、昭和54年4月に本体工事に着手しましたが、福岡・佐賀両漁民の工事着工阻止行動により、工事を一時中止する事態に至りました。

その後、福岡、佐賀両県と福岡、佐賀の両漁連や当時の建設省の間で協議が重ねられた結果、昭和55年12月に工事を再開することとなりましたが、この工事の再開にあたっては、「水資源の開発及び利用にあたっては、流域優先、適正な河川流況を保持することによって河川環境の保全に資するよう努め、下流の既得利水、水産業に影響を及ぼさないよう配慮する必要がある」として、福岡県、佐賀県、大分県及び熊本県知事等の了解のもとに、瀬ノ下地点の流量毎秒40立方メートルを基準とすることが確認されています。

また、松原・下笠ダム再開発事業の促進も確認され、流水の正常な機能の維持の欄の冬場のところに示していますが、昭和58年には、松原・下笠ダム再開発事業の運用が始まり、10月1日から3月31日の冬場は、瀬ノ下地点において毎秒40立方メートルが維持されるようになりました。

その後、昭和60年には筑後大堰が管理を開始し、また、平成5年には、耳納山麓地区のかんがい用水及び福岡地区水道企業団及び福岡県南広域水道企業団の水道用水の開発を目的とした合所ダムが管理を開始しており、筑後川の流域外である福岡都市圏の水道用水については、合所ダム及び平成24年完成予定の大山ダムまでで確保することが可能とされています。

その結果、福岡都市圏の水道用水は、現時点の使用水量や取水実績から推定しても福岡都市圏約230万の人口のうち、三割を超える約80万人分の飲み水を筑後川に依存している状況となっています。

ここまでの説明を踏まえ、この図の主な利水開発の状況を再度、見ていただくとお解りいただけると思いますが、筑後川流域での流水の正常な機能の維持のための用水の確保に比較して、流域外である福岡都市圏の水手当が優先されてきた筑後川の水資源開発の歴史をご理解いただけるかと思えます。

このような状況を踏まえ、流域内である福岡県南地域の水道用水の確保及び遅れていた4月1日から9月30日までの夏場の流水の正常な機能の維持を行うことを目的として、小石原川ダム事業は平成15年に建設に着手し、筑後川水系ダム群連携事業は、平成13年から実施計画調査に着手し現在に至っているところです。

次、お願いします。

ただ今説明しました主な利水事業を紹介します。

上段左と中央の下笠ダム及び松原ダムは、洪水調節を主目的として昭和48年に完成していましたが、冬場の不特定用水の確保及び日田市の水道用水確保を目的として再開発事業を実施し昭和58年より再開発事業の運用を開始しました。

その右側の江川ダムは昭和50年に完成し、水資源機構が管理しています。

中段左の寺内ダムは、昭和53年に完成し、水資源機構が管理しています。

中央の筑後大堰は、昭和60年に完成し、水資源機構が管理しており、広域的な水利用の要として機

能しています。

右側の合所ダムは、農業用水及び水道水の確保を目的として農林水産省事業として実施され、現在では福岡県管理となっています。

下段左の福岡導水事業は筑後川で取水した水を福岡都市圏まで届ける施設として昭和58年より通水を開始し、水資源機構が管理しています。

中央は水資源機構所管の筑後川下流用水事業の佐賀揚水機場で、隣にあるのが佐賀導水事業の筑後川機場です。それぞれ、平成5年と13年に完成しています。

最後に、右下の写真に大山ダムを紹介しています。当該ダムは本体工事に着手していることから、検証の対象ダムではありません。撮影日は今年の12月ですが、ダム本体のコンクリート打設もほぼ終了しているのがお解りいただけるかと思えます。

次、お願いします。

次に、筑後川の利水の現状と課題を説明させていただきます。

先ほども説明しましたが、筑後川では、4月から9月の夏場の流水の正常な機能の維持のための用水が確保されていません。そのため、農業用水の取水が集中するかんがい期である、概ね6月から9月の間に降水が少ない場合、河川の水量が少なくなるなど、流況が悪化する傾向が見られます。

右上の図は、かんがい期間と重なる夏場に流量が少ない年の瀬ノ下地点における各月の最小流量を示したグラフですが、ほとんどの年で年間の最小流量が6月に集中していることがお解りいただけると思えます。

渇水は、主に雨が降らない冬場と水の使用が多い夏場に発生しますが、夏渇水の代表事例として左上のグラフに、平成17年度の瀬ノ下地点の日々の流量の変化を示しています。4月、5月は降雨等によりさきほど説明した筑後川の基準の流量である毎秒40立方メートル以上の流量が流れていますが、5月後半より急激に減少し、約1ヶ月にわたって毎秒40立方メートルを下回っている状況がお解りいただけると思えます。

10月以降は、松原・下笠ダムの再開発事業により確保された流水の正常な機能の維持のための用水の補給を行ったため、翌年の3月まで毎秒40立方メートルが確保されているのがお解りいただけると思えます。

この図では、瀬ノ下地点を示していますが、瀬ノ下地点下流ではさきほど説明した既得用水であるアオ取水を合口した筑後川下流用水による農業用水の取水が行われており、さらに河川流量が減少しています。

この下流用水の取水に当たっては、エツの産卵環境などに配慮して、取水量を制限するなどの対応がとられましたが、結果として、筑後大堰から下流への淡水である河川水の流下量がほとんど無いという日が10日間程度も続く異常な事態となっています。

このようなことから、連日、関係者による取水量の調整が深夜まで行われましたが、筑後川下流用水の供給区域である筑後・佐賀平野の地域でも田植えの時期が遅れるなどの影響が発生しています。

また、河川水量不足によりエツの生息環境にも影響を及ぼすこととなり、この時期に行われるエツ漁の水揚げが減少するなどの事態となりました。

このように、夏場の流水の正常な機能の維持のための施設整備が遅れていることが、筑後川の利水開発の課題となっています。

次、お願いします。

次に、小石原川及び佐田川の現状について説明します。

左側の写真は、上が小石原川、下が佐田川の流量の少ない時のものです。雨が少ない日が続きますと、川に水の流れない区間が発生しており、生物の移動が制限されたり、水が流れない区間の前後では、水の流れが留まることにより、淀みが発生し河川の水質が悪化する等、河川環境に悪影響を及ぼしています。

特に、佐田川の中流域では、概ね10月から2月までの雨の少ない時期に発生しています。

このような状況については、朝倉市市議会にも取り上げられ、沿川の住民の方々も大きな問題として捉えられています。

次、お願いします。

次に筑後川における取水制限等の状況についてご説明します。

筑後川では、近年、筑後川本川の流量が少ない状態が長引くと江川ダム、寺内ダムなどにあらかじめ確保した容量が枯渇するなど、利水安全度の低下による影響が生じていることから、ダムの容量が少なくなると利水容量を温存すべく、水利用者による自主的な取水制限などが頻繁に行われています。

このような自主節水や渇水調整連絡会による取水制限の日数をこの表に示しています。

黄色でハッチをかけていますのが水道用水や工業用水に関するもので概ね2年に1回程度の割合で取水制限等の調整が長期にわたって実施されているのがお解りいただけると思います。

また、薄い水色でハッチをかけたところが農業用水に関する取水制限等ですが、平成6年、平成14年などの長期的な渇水以外にも、夏場に河川流量が少なくなると先ほど説明しましたように、河川水を補給する施設が不足しているため、一例としていえばエツの産卵場の確保など河川環境保全に配慮して取水制限が頻繁に行われている状況がご理解いただけると思います。

次、お願いします。

筑後川の主な渇水について説明します。

平成6年の渇水は、梅雨期の小雨のため、ダムの貯水容量が回復するために、翌年の5月までかかるなど長期間にわたるものでした。

各利水者間で自己貯留水を融通し合うダム間での総合運用や、流水の正常な機能の維持のための用水や水道用水のために、松原ダム・下笠ダムの貯留水を活用した緊急的な放流を行うなど、様々な渇水調整が、関係機関の間で協議、調整がなされ結果的には14回にも及ぶ渇水調整が行われています。

このような渇水調整が行われましたが、福岡市においては295日間もの間、給水制限が行われ、延べ2,452時間の時間断水が行われています。時間断水、2,452時間を295日で割ると、一日あたり8時間の断水が行われた計算となりますが、いかに長期間にわたり不自由な生活を余儀なくされたかがわかると思います。

なお、最も厳しい断水の状況としましては、1日最大12時間の断水が55日間も継続しています。この断水は夜の10時から翌朝10時までの12時間にも及んだため、食事、洗濯及び水洗トイレ利用など市民生活に直接影響を及ぼす結果となり、ポリバケツ等を用いた水の溜め置きにより対応するなど、これらの水確保のためにも時間を拘束されるというギリギリの対応を市民は強いられ、市民生活に多大な影響を及ぼしたことがお解りいただけると思います。

また、ホテルや飲食店では、使い捨ての食器の使用、メニューの制限等の影響があり、福岡市内の

大型ビアレストランでは閉店に追い込まれるなどの水不足倒産も発生するなど、市民の生活のみならず、商業活動等へも多大な影響を及ぼす事態となっています。

農業用水についても取水制限は最大で80%に及び、下段中央の写真にありますように水の供給が出来ないことから水田はひび割れ、稲が枯死するなどの影響が生じており、農家の方々は、トラックに大型タンクを積んで水を田畑まで運ぶという作業を強いられています。

本渇水での水稲の被害額は、福岡・佐賀両県合わせて約58億円にも及んでいます。

また、右側の写真にもありますように、病院では断水に備えて、手術などに使用するための水をくみ置くという対応もなされています。渇水が人命に直接影響を与えとも言えると思います。

次、お願いします。

平成14年渇水も、各利水者間で自己貯留水を融通し合うダム間での総合運用や、流水の正常な機能の維持のための用水や水道用水のために、松原ダム・下釜ダムの貯留水を活用した緊急的な放流を行うなど、様々な渇水調整が、関係機関の間で協議、調整がなされ結果的には、8回にも及ぶ渇水調整が行われています。

関係機関の様々な対応により、給水制限まで至りませんでしたでしたが、降雨の状況によっては、このような渇水被害はいつ発生してもおかしくない状況です。

次、お願いします。

平成18年に策定した筑後川水系河川整備計画においては、これまで説明してきました河川環境の保全や既得利水の取水の安定化などのために必要な流水の正常な機能の維持のための用水の確保及び利水安全度の向上について「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備」として、瀬ノ下地点において毎秒40立方メートルの河川流量確保に努めるために、大山ダム、小石原川ダム及びダム群連携施設を整備することとしています。

また、近年の利水安全度の低下に備え、異常渇水時には小石原川ダムから緊急水を補給することとしています。

次、お願いします。

これまでは流水の正常な機能の維持に関する現状を説明してきましたが、ここから新規利水の観点から福岡県南地域の利水の現状と課題について説明します。

ここに二つのグラフをお示ししています。左側のグラフが、平成20年度末の水道普及率を示していますが、福岡県南地域の水道普及率は、80.1%と全国平均の97.5%に比べ極めて低い水準にあり、福岡県内でも最低の普及率となっています。

また、右側の図に下水道普及率を示していますが、こちらも43.8%と全国平均72.7%に比べかなり低い水準となっており、上下水道ともに整備が遅れている状況を見ますと今後、水道普及率の伸び及び下水道の普及に伴うトイレの水洗化により、水需要が伸びていく地域であることがご理解できると思います。

次、お願いします。

このような状況のもと、左の図に示していますが、福岡県南地域の水道用水供給事業として、福岡県南広域水道企業団による第二期拡張事業が行われており、平成21年4月に朝倉市、平成21年7月には

筑前町に新たに供給を開始するなど、広範囲なエリアで整備が進められています。

また、右の図に示しておりますが、有明海周辺の低平地では、地下水の過剰な利用による地盤沈下が問題となり、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」が閣議決定されており、福岡県南地域も要綱の観測地域として指定されています。さらに、地下水の水質悪化も懸念されている状況にあり、地下水から水源の転換を図る必要があると聞いています。

次、お願いします。

福岡県南地域の水道用水供給に関する計画としまして、現在二つの計画があります。

一つ目は、平成14年12月に福岡県が策定した『筑後地域広域的水道整備計画』です。この計画期間は平成14年度から32年度までとしており、平成32年度の水道供給能力の不足水量が小石原川ダムによる新規開発水によって確保できる見通しが示されています。

二つ目は、平成17年8月に閣議決定されている『筑後川水系水資源開発基本計画』です。この計画では、平成27年度を目途とする水の用途別の需要の見通しと供給の目標が示されており、小石原川ダムも位置づけられています。

この計画においては、近年の降雨状況等による河川流況の変化を踏まえ、近年の20年間に2番目の規模の渇水、すなわち近年の1/10の利水安全度で安定的な水の利用を可能とする安定供給可能量を算定しています。

この安定供給可能量は、表に示しているとおおり、小石原川ダム計画時の河川流況を基にした計画供給量である毎秒0.65立方メートルに対し、毎秒0.48立方メートルにまで低下するとされています。

さらに、近年最大渇水時での供給可能量は毎秒0.21立方メートルと示されており、近年、利水安全度が低下していることがお解りいただけるかと思えます。

これら二つの計画にある各数字の関係をまとめたのが、右の図です。

まず上のグラフですが、筑後地域広域的水道計画にある一日最大需要水量見込みに対する不足量である日量36,000立方メートルを小石原川ダムによる新規開発水により確保できる見通しであることを示しています。

次の下のグラフですが、先ほど説明しましたとおおり、計画供給量の毎秒0.65立方メートル、すなわち日量56,000立方メートルに対し、利水安全度を考慮した安定供給可能量との関係を示しています。

上のグラフの不安定水源整理等後の供給可能量と、下のグラフの安定供給可能量とを見ていただければ、その関係がお解りいただけるかと思えます。

次、お願いします。

それでは、小石原川ダム建設事業の概要について説明いたします。

ダムは大きく三つの目的で計画されています。

一つ目の目的は、「洪水調節」です。

小石原川ダム地点の計画高水流量毎秒190立方メートルのうち、毎秒140立方メートルの洪水調節を行い、小石原川沿川の洪水被害の軽減を図ります。

二つ目は、「流水の正常な機能の維持」です。

ダム地点下流の小石原川、佐田川及び筑後川沿川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図ります。また、異常渇水時に小石原川、佐田川及び筑後川に緊急水の補給を行います。

三つ目は、「水道用水の供給」です。

福岡県南地域に対して、筑後川瀬ノ下地点において、水道用水として新たに日量56,160立方メートルの取水を可能とします。

小石原川ダム建設事業におきましては、小石原川ダムそのものを建設するとともに、佐田川の上流木和田地点から江川ダム貯水池上流までの延長約5kmの導水路を建設し、既設の江川ダム、寺内ダムを加えた三ダムの総合運用をすることにより水資源開発を行うこととしています。

諸元等は、表等に示すとおりです。

次、お願いします。

小石原川ダム建設事業の経緯について説明します。

小石原川ダムは、平成4年4月に実施計画調査を開始し、平成5年9月に『水資源促進法』に基づく「筑後川水系における水資源開発計画」の一部変更で小石原川ダム建設事業が掲上されました。

平成16年3月には、『環境影響評価法』に基づく環境アセスメントを終え、平成18年5月には、『水源地域対策特別措置法』に基づくダム指定を受け、平成18年7月の『河川法』に基づく筑後川水系河川整備計画の策定を経て、平成19年11月には工事用道路にかかる協定を福岡県と締結し、工事に着手しています。

さらに、平成20年3月に『損失補償基準』を妥結し補償契約を進めるとともに、同年8月には集団移転地の造成が完了し、平成21年3月には付替国道工事に着手しています。

平成21年12月に検証対象ダムに区分されています。

次、お願いします。

総事業費は1,960億円であり、平成21年度末までに約285億円を投資し、進捗率は約15%となっています。

平成21年度末時点での進捗状況は、資料に記載していますとおり、用地取得は、水没予定地120haのうち85haを取得し進捗率は71%、家屋の移転は36世帯のうち18世帯が終了し進捗率50%となっています。また、12世帯分の集団移転地造成は終わっています。

一方、平成21年度末時点では付替国道、付替林道、ダム本体及び木和田導水路は未着手であります。工事用道路13kmのうち700mが完成しています。11月末現在におきましては、現段階である生活再建工事の段階として、付替道路工事等を行っています。

この他、環境アセスメントの終了後も、自然環境の調査などを実施しています。これらの調査に対しましては、平成20年7月に『環境保全対策検討委員会』、平成21年4月に『ダム下流河川環境検討会』を立ち上げるなどしながら、専門家の指導・助言を得つつ進めています。

次、お願いします。

次に筑後川水系ダム群連携事業の概要を説明いたします。

この事業は、筑後川の利水の課題である筑後川本川の流水の正常な機能の維持及び既得用水の安定化を図ることを目的としています。

ダム群連携事業においては、ピンク色で示しています筑後川本川から佐田川への導水路及びポンプ施設を建設します。

事業の仕組みとしては、洪水期等の筑後川本川の水量が豊富な時に、黄色で示しています既設の江川・寺内ダムに空き容量がある場合に、筑後川本川から最大毎秒2立方メートルをポンプで佐田川に導水し、オレンジ色で示しています建設中の小石原川ダムと併せ、三ダムの容量を有効活用し、渇水時に筑後川本川・有明海及び既得用水への水補給を行うなど流域の水環境保全のための事業です。

これにより、小石原川ダムと併せて筑後川本川の瀬ノ下地点において流水の正常な機能の維持のための毎秒40立方メートルを確保する計画としています。

次、お願いします。

ダム群連携事業の経緯について説明します。

平成13年4月の実施計画調査開始に始まりまして、平成18年7月に策定しました河川整備計画にも位置づけられています。平成21年12月には、検証対象ダムに区分されています。

平成22年7月の事業評価監視委員会においては、「来年度の調査を継続することは妥当である。」との審議の結果を得ています。なお、この委員会のおきまして、本事業は検証対象ダムであることから、近く公表される予定の「今後の治水のあり方について 中間とりまとめ」に従って検討を行い、あらためて事業評価監視委員会において審議する予定である旨、事務局から報告されています。

現在は、水位、流量観測、自然環境の調査等の基礎調査を行っている状況です。

以上で筑後川流域の概要の説明を終わります。

【司会】

長時間ご報告ありがとうございました。

質問等あるかと存じますが、後ほど一括してお受けすることと致しまして、引き続き、「小石原川ダム」と「筑後川ダム群連携事業」の検討の進め方につきまして、鈴木課長よりご説明申し上げます。

【河川計画課長】

それでは私の方から検討の進め方について、ご説明させていただきます。

検討は、規約にありますように、「関係地方公共団体からなる検討の場」を開催いたしまして、「参考資料－3」として配布しております「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づきまして検討を進めて参りたいと考えております。

また、主要な時期においてパブリックコメントを行いながら進めていくことを考えております。

検討につきましては、参考資料－3「再評価実施要領細目」のP1 第3 再評価の実施 1 再評価の実施手続（1）検証に係る検討手順、がございしますが、こちらに従ってダム事業等の点検を行いまして、これを踏まえて、各ダム事業の目的である、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持等について検討を進めて参りたいと考えております。

また、新規利水の観点からの検討にあたっては、「再評価実施要領細目」のP20、④利水等の観点からの検討 i) 新規利水の観点からの検討の進め方、こちらに従いまして、まず、検討主体は、「利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要なのか」、また、「利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請」、あわせて、「利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討を要請」させて頂きたいというふうに考えておりまして、「小石原川ダム」

につきましては、検討主体であります九州地方整備局と水資源機構より、福岡県南広域水道企業団さん・うきは市さんに要請させて頂きたいと考えています。

「小石原川ダム」及び「ダム群連携事業」の具体的な検討の進め方を説明致します。

検証の検討は個々のダム事業ごとに進め、総合的な評価を行う必要があることから、先ほど、松尾所長より説明がありましたが、「小石原川ダム」につきましては、治水、利水、不特定、渇水対策容量の確保を目的としておりますので、この4つの目的毎に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、「ダム群連携事業」につきましては、不特定を目的としておりますので、不特定について、検討を進めて参りたいと考えております。

しかしながら、先ほどの所長の説明にございましたように、「ダム群連携事業」につきましては、洪水期等の筑後川本川の水が豊富な時で、既設の江川・寺内ダムに空き容量がある場合に、筑後川本川の水を佐田川に導水し、小石原川ダム、寺内ダム、江川ダムの3ダムで総合運用、渇水時に筑後川本川・有明海及び既得用水への補給を行うものでございますので、異常渇水時を含む「小石原川ダム」の不特定の補給と関連があるところでございます。

そこで、両事業の「検討の場」の進め方と致しましては、異常渇水時も含む不特定用水の補給のように、双方のダム事業で関連する審議を行う場合等につきましては、構成員の皆様ともご相談の上、今回のような形で、合同での「検討の場」を開催して、検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、次回以降の「検討の場」につきましては、「小石原川ダム」「ダム群連携事業」それぞれの事業におきましてダム事業の点検を進めてまいりたいと考えております。

また、「小石原川ダム」につきましては、治水についての検討を進めてまいりたいと思います。

「ダム群連携事業」につきましては、小石原川ダムの不特定の検討状況を踏まえまして、次回以降の「検討の場」の開催について検討してまいりたいと考えております。

以上で検討の進め方、ご説明を終わらせて頂きます。

【司会】

ありがとうございます。それではただいまより小石原川ダム並びにダム群連携事業の検討の進め方についてご審議して頂きたいと思います。それぞれの事業に関連いたします個別のご意見、それから両ダムございますので両ダム関連して検討を進めていく際でのご意見、どちらでも構いませんので、まずは構成員の皆様方よりご意見を伺っていきたくて思っております。みなさんいかがでしょうか。

【司会】

佐賀県さん。

【佐賀県】

特に意見ということではないですが、要望なんです、私ども佐賀県としては筑後川水系の水系開発については、従来から一環して流域既得利水の優先というのをずっと主張して参りましたが、河川管理者の方でも相当程度配慮して頂いております。ただ、如何せんそういう都市用水が極端に不足しているという状況から、この水系では既得のそういう利水を安定させるという不特定用水が非常に確保されないような、先行して都市用水を取水されているという状況になっているということも認識いたしておまして、1日も早くこの不特定を確保して既得の利水の安定はもちろんです、特に最

近有明海での海象等々についても色々ご意見があるようでございますので、下流のそういう環境への配慮というのも是非図って頂きたいと思っております。これはご要望であります。

それから1点は質問なんですけれども、私どものそういう意味でいうと不特定だけが直接このダムと、ダムと統合運用の事業と関係してくるんですけれども、それぞれ検証されるということなんですけれども、ちょっとイメージがわからないのが、不特定の検証というのはどこまで抜けてされるのかですね。

例えば、この有識者会議の文面を読んでおりますと、今ある利水を何か全て見直して本当に必要かどうかという所まで求められているのかどうか。ダムに乗ってる新規利水は、当然その基準値から見直して本当にそれが必要かと、きちんと検証しなさいということは理解出来るんですが、不特定になりますとたぶん筑後川全体を見直さんと不特定の量が正しいかどうかというのは、私どもの考え方ではそういう検証しかできない。不特定の検証をして参りたいというのはちょっと私もよく分からない。このへん、どういうイメージになるのかと、もしお持ちでしたら教えて頂きたい、以上です。

【河川計画課長】

今、ご質問ということで、不特定の検証のイメージというお話がございましたけれども、現段階で具体的にご説明できるものがございませんので、今後検討を進めていく中で周知させて頂きたいと思えます。

【司会】

それでは久留米市さん、朝倉市さんと構成員の中でどなたでも結構でございますが、ご意見ございますか。それでは朝倉市さまどうぞ。

【朝倉市】

朝倉市です。意見と言いますか、心配と言いますか、そういったような話なんです。

朝倉市の場合、ダム所在の自治体でありますんで、その面からも非常に心配しているんですが、特に今回、小石原川ダムと筑後川水系ダム群連携事業、それぞれ個々のダム事業ごとに検証されるということで先ほどの計画課長のほうからご説明いただきましたし、小石原川ダムにつきましては治水、利水、不特定、湧水で、ダム群連携については不特定ということでダム事業ごとに検証されるということになるんでしょうけれども。

例えば、小石原川ダムの検証の結果というのはいずれもですね、ダム群連携のほうにも直接影響して、ちょっと言葉が適切かどうかあれですが、一蓮托生の議論になってしまうといかんのではないかなという懸念があります。どちらのダムも非常になんといえますか、必要があるというふうに考えているんですが、片方の検証結果によってもう一方が影響を受けるような形になりはしないかなと。どうしても関連する議論はありますんで、そういったところはあるんでしょうけれども、漠然としてますが、そういった懸念を持っているということで、それにつきましては、十分個別に検証していただきたいと思っております。

【河川部長】

今回の検証につきましては事業ごとに、一応答えを出すということになっております。

ただ、小石原川ダムとダム群連携というのは、密接に、不特定のところでは密接に関係することがございますので、それについてバラバラに説明するよりもこうして一同に会して説明したほうが分かりやすいし、また、会議の回数もその分日程調整しやすいのかなと思っております。

そういう意味で先ほど計画課長が説明しましたように、合同で開催するときも必要かなと思っております。

ただ、答えとしては最後はそれぞれの評価を、というか、そのための検討を進めていかなければならないということになっております。

会議の進め方については、また皆様のご意向を踏まえながらやっていきたいと思っております。

【司会】

佐賀県さん。どうぞ。

【佐賀県】

そこはですね、実は佐賀県としては非常に危惧をしております、ポイントは、このダム群連携と小石原川ダム事業というのは、利水計画上は多分1つの利水計画なんです。そこを分けて検証するという事は、私はいかがなものかというふうに思っております。事業主体が違うんでそれは、場を2つにするということはあるんですけども、それぞれ別の結論が出ることは私はあり得ないと思っております。

小石原川ダムの不特定容量、渇対容量というのは単なる入れ物ですから、その水を開発するのはやはりダム群連携がないと水は開発できませんので、私どもは不特定容量を負担するという立場から言うとはですね、入れ物だけを買うつもりはございませんので、やはりダム群連携と一体計画であるということ念頭にしながら検証してほしいと。これは、是非お願いしたいと。

【司会】

十分、ご意見を承ってまいりたいと思います。それでは、久留米市さん、あるいは筑前町さん、大刀洗町さん、東峰村さんは何かご意見ありますか？

東峰村さまどうぞ。

【東峰村】

今後ですね、この準備会を経て検討会の場に入られるんだと思うんですが。

東峰村としてはですね、利水者でもありませんし、水源地域としての役割が求められているというふうに思っております。現ダムは新たな段階に入らないというだけであってですね、小石原川ダムの現場ではですね、着々と事業は進められていると思っております。

にもかかわらず、水源地域整備計画の決定が遅れていることがですね、当方としても一番心配すべきことでありまして、今後における検討の場におきましては、こういったことに対しまして国の考え方をですね、きちんとおさえておいていただきたいと思っております。

以上です。

【司会】

ご意見として承っておきます。

その他よろしいでしょうか？久留米市さんよろしいでしょうか。

本日はオブザーバーとして県南水道企業団様とうきは市さんに来て頂いておりますが、まず、1点目は、先ほど鈴木課長の方からご説明しておりましたけれども、利水の確認ということでございまして、水資源機構と私どものほうから企業団様それからうきは市さんに対しまして、ダム事業参加の継続の意志、それから必要な開発量、水受給計画の点検確認、利水代替案が考えられるかどうかという検討につきまして、正式に公文書で後日依頼をしようかと思っております。この点についてご了解・ご了承頂けますでしょうか。

【福岡県南広域水道企業団、うきは市】

はい。

【司会】

ありがとうございます。後日公文で出させていただきます。

それと本日はせっかくオブザーバーでご参加願っておりますので、もし、なにかご意見があればお願いしたいと思います。

【福岡県南広域水道企業団】

本日は検討の場の準備会ということで、オブザーバーで参加をさせていただきました。本当にありがとうございました。

先ほど筑後川の現況について松尾所長さんからご説明がありましたように、県南地域の13団体の構成団体自治体とかがございますが、非常に大きな関心を持っております。

と申しますのが、水道普及率がもう最低の状況でございまして、80.1%ということで、これは昭和40年代の日本の普及率でございます。現在日本では97%以上の普及率ということでございまして、なんとしても日本全国並みには水道普及率を達成させて頂きたいということから、利水者として参加をしております。

それから、今13自治体の中で下水道の事業が盛んに進んでおりまして、このことにつきましても水需要が増えていくということで、ひとつは世帯数の増加があります。

もうひとつは、今申しましたような下水道の普及が進んでいる。したがって、給水区域の拡大も現在進めているような状況でございますので、是非とも実現して頂きたいという各自治体の首長さん達の強い意見もございますが、できましたら、希望といたしましてはこの検討の場の準備会のオブザーバーだけでなく、今後の検討の場でも、オブザーバーとしてでも結構ですので、意見の代弁は福岡県さんをお願いするといたしましても、実際、皆様方の生の声をお聞きしたいし、それをまた、関係団体にもお伝えしなければならないというのもございますので、是非とも、オブザーバーとして今後の参加をお願いしたいというふうに思っております。

【司会】

ありがとうございます。

先ほど計画課長が言いましたように、オブザーバー等の参加につきましては、両県さんともご相談

致しまして、利水等の議論の際にご参加願うかどうかはご相談させて頂きたいと思います。

他に全体を通じてで結構でございますが、何かご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。最後、では部長のほうから。

【河川部長】

本日はどうもありがとうございました。

小石原川ダムならびに筑後川ダム群連携事業につきましては、今日出されました検討の進め方に対するご意見あるいは、ご要望を踏まえながら、また皆様方と相談させて頂きながら、進めていきたいと思っております。

なかなかスケジュールについてはお話できない状況でございますけれども、やはり皆様方のお気持ちも十分踏まえたうえで、我々としては真摯に検討を進めて行きたいと考えておりますので、今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思います。本日はありがとうございました。

【司会】

それでは、これで準備会を終了させて頂きます。

どうもありがとうございました。

— 了 —